浦安市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和８年７月（改定）

浦安市

目　次

第１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
１　計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３　今般の計画改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
４　新型コロナの対応経験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
第２　新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項・・・・・・・・・　３
１　目的及び基本的な戦略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
２　実施上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（１）平時の備えの整理や拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え・・・　４
（３）基本的人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（４）危機管理としての特措法の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（５）関係機関相互の連携協力の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（６）高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応・・・・・　６
（７）感染症危機下の災害対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（８）記録の作成や保存、公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
３　推進のための役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
（１）国の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
（２）県の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（３）市の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（４）医療機関の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（５）指定（地方）公共機関の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（６）社会福祉施設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（７）登録事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
（８）一般の事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
（９）個人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
４　行動計画の対策項目と横断的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
（１）対策項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
（２）横断的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
５　様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ・・・・・・・・・・・・・・・　14
第３　行動計画等の実効性確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
１　EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
２　新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持・・・・・・　15
３　多様な主体の参画による実践的な訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・　15
４　定期的なフォローアップと必要な見直し・・・・・・・・・・・・・・・・　15

第４　新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組・・・・・・・　16
１　実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
（１）準備期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
（２）初動期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
（３）対応期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
２　情報提供・共有、リスクコミュニケーション・・・・・・・・・・・・・・・　19
（１）準備期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
（２）初動期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
（３）対応期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
３　まん延防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
（１）準備期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
（２）初動期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
４　ワクチン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
（１）準備期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
（２）初動期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
（３）対応期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
５　保健・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
（１）対応期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
６　物資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28
（１）準備期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28
７　市民生活及び市民経済の安定の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
（１）準備期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
（２）初動期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
（３）対応期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
対策段階に応じた各対策項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33

第１　はじめに

１　計画策定の経緯

国は、2005 年（平成 17 年）、「世界保健機構（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、千葉県（以下「県」という。）においては、同年 11 月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。本市においては、国及び県の行動計画を踏まえ、2008 年（平成 20 年）12 月に「浦安市新型インフルエンザ対処行動計画」を策定した。

その後、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）に基づく行動計画とするため、国は 2013 年（平成 25 年）６月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定し、県は同年 11 月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定し、本市においても、2015 年（平成 27 年）２月に「浦安市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえた本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、市行動計画を基にマニュアル等を作成するなど、具体的な対応を図るとともに、全庁が一体となって取組を推進し、対策を実施する。

２　計画の位置付け

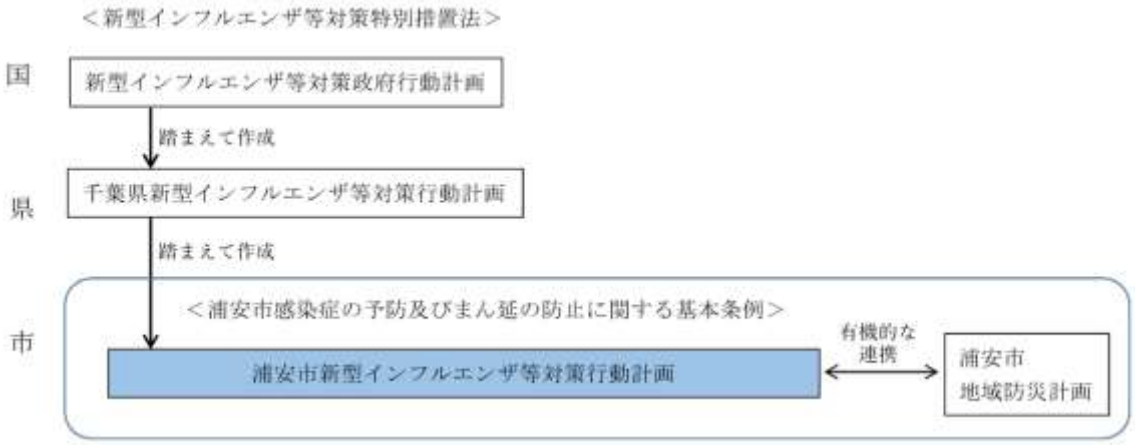

３　今般の計画改定

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ随時見直す必要があり、また、県行動計画が改定された場合も、適時適切に改定を行うものとする。

2024 年（令和６年）７月、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の対応や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指す

ため、政府行動計画の抜本的な改定が行われ、2025 年（令和７年）３月には県行動計画が改定された。

政府行動計画や県行動計画が改定されたことを受け、2026 年（令和８年）７月、市行動計画についても抜本的な改定を行った。

４　新型コロナの対応経験

2019 年（令和元年）12 月末、中国・武漢市で肺炎が集団発生し、翌月 2020 年（令和２年）１月９日、新型コロナによるものであると WHO が発表した。同月 16 日、国内で初めて、新型コロナ関連の肺炎患者（武漢市滞在歴有）の確認が発表された。

市では、同年１月 27 日、市長を本部長とする特措法に基づかない任意の「浦安市新型コロナウイルスに関わる対策本部」を設置し、新型コロナ対策について全庁的な対応を進めた。同年３月 19 日、市内で初の感染者が確認され、４月７日には、政府の緊急事態宣言を受け、特措法に基づく「浦安市新型コロナウイルス感染症対策本部」に移行した。

市対策本部会議は、新型コロナの感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが５類感染症に変更される 2023 年（令和５年）５月８日までに、計 134 回（浦安市新型コロナウイルス感染症対策本部：45 回、浦安市新型コロナウイルスに関わる対策本部：89 回）開催され、その間、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（基本的対処方針）」（複数回変更）を踏まえ、感染者数の増減や変異株の流行等を繰り返す中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置への対応、医療提供体制の整備、ワクチン接種の実施等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、様々な対応を行った。

今般、３年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が市民の生命及び健康だけではなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

新型コロナ対応では、全ての市民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなり、感染症によって引き起こされるパンデミック（世界的大流行）に対し、危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものである。そのため、市では、感染症の予防及びまん延の防止に関する基本理念を定めるとともに、市の計画等に基づき感染症対策を実施する旨を明記した、「浦安市感染症の予防及びまん延の防止に関する基本条例」を、令和５年６月に制定し、新たな感染症の脅威に適切に対応することとしている。

第２　新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

１　目的及び基本的な戦略

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。このため、本市としては、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の２点を主たる目的及び基本的な戦略として対策を講じていく。

（１）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

○　基本的な感染対策などの周知及び協力要請等を通じて感染拡大を抑制し、市民の健康を保護するとともに、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国が行うワクチン製造等のための時間を確保する。

○　流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

○　適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

（２）市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

○　感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。

○　地域での感染対策や通勤・出勤形態の工夫等により、欠勤者の数を減らす。

○　業務継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

２　実施上の留意点

市、県又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、及びそれぞれの市行動計画、県行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有の基盤となる DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進等を行う。

ア　新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ　初発の感染事例発生時における初動の体制整備

未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内及び県内で発生した場合に、速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

ウ　関係者や市民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ　医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーションなどの備え

感染症法や医療法（昭和 23 年法律第 205 号）等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

オ　負担軽減や情報の有効活用、人材育成等

感染症対策部署等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、人材育成、県との連携等複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的及び精神的に健康並びに社会的に健全であることを確保することが重要である。このため、国及び県において以下のアからオまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市においても市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

ア　可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

イ　医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、千葉県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）及び千葉県保健医療計画（以下「医療計画」という。）に基づき、医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

ウ　状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

エ　対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

オ　市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力を得るための配慮が重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民が適切な判断や行動をとれるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

（３）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国及び県において特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心をできる限り確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

（４）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、感染性や病原性の程度や、ワクチンや治療薬等が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じられるものではないことに留意する。

（５）関係機関相互の連携協力の確保

浦安市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、千葉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう、必要に応じて要請する。その場合、県はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

（６）高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

県は、感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等については、以下の内容を踏まえ、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

- ○　協力医療機関や嘱託医と連携した、施設や各運営法人等による自主的な体制の構築
- ○　研修や訓練等を通じた、施設職員の感染拡大防止に係る知識や認識の向上
- ○　感染対策に係る情報提供や感染状況を踏まえた必要な支援等を速やかに行うための連絡体制の強化
- ○　感染防止対策に係るマニュアルやチェックリスト等の作成や周知

（７）感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施

設の確保、自宅療養者等の避難のための連携体制の整備等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、県と連携し、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

（８）記録の作成や保存、公表

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

なお、市は新規感染者等に係る情報を公表する場合は、個人情報保護に十分配慮するとともに、混乱を避けるため、以下の取組が必要となる。

○　あらかじめ県と公表内容等の考え方を共有する。
○　市民や報道機関に対して公表を行う意味、目的及び状況に応じた対応を共有する。
○　県からの情報提供や感染症の特性、感染状況等に応じて適宜対応を見直す。

３　推進のための役割分担

（１）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチン、診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び当該閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定

し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

（２）県の役割

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関して、主体的な判断と対応を行う。

平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関若しくは医療機関又は宿泊施設等と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制や宿泊療養体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

また、千葉県は成田国際空港、千葉港及び木更津港を擁しており、全国で最も早く患者が発生する可能性があるほか、患者発生後も国際的な往来の継続に対応する必要がある。感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせるためにも、検疫所を始めとする関係機関と平時から連携する等、患者発生以降に行うまん延防止対策を適切に実施するための体制を整備する。

これらにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される千葉県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画、医療計画、健康危機対処計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。

さらに、県は、地域の健康危機管理体制の充実強化を図ることを目的に、保健所を中心とした関係機関間の連携を強化するため、地域の専門職能団体、市町村、警察、消防及び医療機関等で構成される地域健康危機管理推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、有事の際の適切かつ迅速な情報交換等を可能とするべく、平時からの地域におけるネットワークづくりを推進する。

その他、平時から県衛生研究所等や感染症指定医療機関等、高い専門性を有する関係機関間の連携の強化に努める。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたとき

は、県は直ちに、県対策本部を設置し、県対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。具体的な対策の検討に当たっては、必要に応じて、専門部会を設置し、専門的立場からの意見を聴く。また、本部会議を円滑に行うため、千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催し、庁内各部局間の情報共有と連携を図る。

さらに、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援する。なお、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行うほか、近隣都県とも連携を図り、必要に応じて国へ要望を行うなど、県域における新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を果たすため、あらゆる手段を講じる。

（３）市の役割

住民に最も近い行政単位として、住民に対する情報提供やワクチンの接種、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた市行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

さらに、地域の健康危機管理体制の充実強化を図ることを目的に、県が実施する推進会議に参加し、有事の際の適切かつ迅速な情報交換等を可能とするべく、平時からの地域におけるネットワークづくりを推進する。

（４）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定に積極的に取り組み、研修や訓練を通じて適宜見直しを行うこと及び連携協議会や推進会議等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（５）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（６）社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、感染や重症化しやすいグループが共同生活を送って

いることから、施設管理者、従業員及び施設利用者が正しい知識を理解し、平時から感染予防策を講ずることで、施設内への持ち込みを防ぐことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、積極的な感染拡大防止策を講ずると共に、患者への早期対応や重症化した際の対応可能な医療機関への移送等、施設利用者の安全を確保する必要がある。

各施設においては、「急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針」に基づいて、施設内に感染症対策委員会を設置し施設内の感染対策の指針を策定する等、組織的に対応できる体制の構築に努める。

（７）登録事業者

特措法に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、業務継続計画を策定し、平時から従業員への感染対策の実施などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続計画を実行し、可能な限り、その業務を継続的に実施するよう努める。

（８）一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

（９）個人

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、基本的感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内及び市内の発生状況や国、県、市が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を実施するよう努める。

４　行動計画の対策項目と横断的視点

（１）対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の７項目を市行動計画の主な対策項目とする。

①　実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要がある。国、県、市町村、国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「JIHS」という。）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

②　情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から新型インフルエンザ等対策推進の目的を周知するとともに、基本的な戦略について関係機関と共有化を図ること、また、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、時期に応じたリスクコミュニケーションの戦略を新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケー

ションに関するガイドライン」等も踏まえて整理し、体制整備や取組を進めることが必要である。

③　まん延防止

適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。このため、市は、市民等への基本的な感染対策の普及や、有事の対応に関する理解促進を行う。

④　ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

市及び県は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、接種に当たって、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑤　保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を守る必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等患者が発生した場合には、保健所において積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、市は、必要に応じて保健所の支援を行う。

⑥　物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要であり、市においても備蓄等を行う。

⑦　市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶととも

に、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

（２）横断的視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のⅠからⅢまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

Ⅰ　人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等、近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めていく。

また、地域の医療機関等においても、市及び県や関係団体等による訓練や研修等により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職の育成等、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

Ⅱ　国、県及び近隣市区との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、市及び県の役割は極めて重要である。国との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、市は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割を担う。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国及び県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では市の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は、近隣市区との連携も重要であり、こうし

た広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から県との意見交換を進め、対策の現場を担う立場から、必要に応じて意見を述べることが重要である。

Ⅲ　DX の推進

近年取組が進みつつある DX は、ICT や AI などデジタル技術の進展とともに迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療 DX を含め、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠である。

こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人ひとりへの適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

市では、今後国及び県が行う DX 推進のためのあらゆる取組に協力することとし、今後の感染症危機に備える。

５　様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、次の３期に大きく分けた構成とする。

○　準備期

新型インフルエンザ等感染症の発生前の段階で予防や準備等を行う期間

○　初動期

新型インフルエンザ等感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの期間

○　対応期

基本的対処方針が定められて以降、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症に移行するまでの期間

第３　行動計画等の実効性確保

１　EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

市行動計画の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとすることが重要である。

平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。

２　新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

３　多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市及び県は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

４　定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、県における感染症法に基づく予防計画や医療法に基づく医療計画の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、対応マニュアル等の関連文書について、必要な見直しを行うことが重要である。

第４　新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

【対策段階に応じた各対策項目はP32　表１参照】

１　実施体制

【目的】

新型インフルエンザ等の発生に備え、あらかじめ、関係部署の役割を整理するとともに、実践的な訓練や専門家の意見を反映した計画作成、市職員の養成等により、対応力の強化を図る。新型インフルエンザ等の発生時には、国、県及び関連機関との連携のもと、迅速に体制を整備し、必要な対策を実施する。

（１）準備期

1-1　実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。**（健康こども部、総務部、その他関係部署）**

1-2　市行動計画等の作成や体制整備・強化

①　市は、国及び県の支援の下、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。**（健康こども部）**

②　市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、国の支援の下、業務継続計画を作成・変更する。市の業務継続計画については、県の業務継続計画や市川保健所、近隣市の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。**（健康こども部、総務部、その他関係部署）**

③　市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。**（健康こども部、総務部）**

④　市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。**（健康こども部）**

1-3　国及び地方公共団体等の連携の強化

①　国、県、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。**（健康こども部、その他関係部署）**

②　国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。**（健康こども部、その他関係部署）**

（２）初動期

2-1　新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。**（健康こども部、総務部）**

② 市は、必要に応じて、「（１）準備期」1-2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。**（全庁）**

2-2　迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。**（財務部）**

（３）対応期

3-1　基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1　職員の派遣・応援への対応

① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。**（総務部、健康こども部）**

② 市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。**（総務部、健康こども部）**

3-1-2　必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。**（財務部、その他関係部署）**

3-2　緊急事態措置の検討等について

3-2-1　緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。**（健康こども部、総務部）**

3-3　特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1　市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事

態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。**（健康こども部、総務部）**

２　情報提供・共有、リスクコミュニケーション

【目的】

市民等に対し新型インフルエンザ等の正確かつ分かりやすい情報を適時提供・共有し、感染症に関する理解と適切な行動を促進する。その際、多様な属性の市民に配慮した情報発信や双方向のコミュニケーション体制を整備するとともに、感染者等への偏見・差別を防止する。

（１）準備期

1-1　新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が向上するよう努める。

1-1-1　市における情報提供・共有について

市は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動や対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、適時に分かりやすい情報提供・共有を行う。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係部署が連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対しても分かりやすい情報提供・共有を行う。**（健康こども部、企画部、市民経済部、福祉部、教育総務部）**

1-1-2　県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがある。市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供に関して、有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておく。**（健康こども部）**

1-1-3　双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。**（総務部、健康こども部）**

（２）初動期

2-1　情報提供・共有について

2-1-1　市における情報提供・共有について

市は市民等に対し、県から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、市内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、個人情報保護に十分配慮した上で、情報提供・共有する。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すための情報を発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。**（健康こども部、企画部、市民経済部、福祉部、教育総務部）**

2-1-2　県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

新型インフルエンザ等のまん延を防止するために、県は、新型インフルエンザ等の患者等に対し、健康観察や自宅等からの外出をしないことその他の協力を求めることができる。市は、この期間の健康観察、物資の提供等の日常生活の支援の実施について、県から協力を求められることがある。市は、県に協力するために必要があると認める場合には、新型インフルエンザ等感染症の患者に関する情報その他の情報の提供を求めることができる。**（健康こども部）**

2-2　双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。**（総務部、健康こども部）**

2-3　偏見・差別等への対応

市は市民等に対し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。**（企画部）**

（３）対応期

3-1　情報提供・共有について

3-1-1　市における情報提供・共有について

情報の受け取り方は、人により千差万別である。そのため、外国人、障がい者等、情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、ホームページや SNS などインターネットを活用する他、広報やマスメディア等複数の媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速かつ一体的に情報提供を行う。緊急の場合は、防災行政無線、広報車等を活用していく。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、感染者の人権に配慮した冷静な対応を促すための情報を発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。**（健康こども部、企画部、市民経済部、福祉部、教育総務部）**

3-1-2　県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

新型インフルエンザ等のまん延を防止するために、県は、新型インフルエンザ等の患者等に対し、健康観察や自宅等からの外出をしないことその他の協力を求めることができる。市は、この期間の健康観察、物資の提供等の日常生活の支援の実施について、県から協力を求められることがある。

市は、県に協力するために必要があると認める場合には、新型インフルエンザ等感染症の患者に関する情報その他の情報の提供を求めることができる。**（健康こども部）**

3-2　基本的方針

3-2-1　双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。**（総務部、健康こども部）**

3-2-2　偏見・差別等への対応

市は、市民等に対し感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。**（企画部）**

３　まん延防止

【目的】

基本的な感染対策の普及と、有事の対応に関する市民等への理解促進により、新型インフルエンザ等のまん延防止を図る。

（１）準備期

1-1　新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、県の相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。**（健康こども部）**

（２）初動期

2-1　国内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。**（全庁）**

４　ワクチン

【目的】

迅速かつ円滑なワクチン接種体制の構築と接種の実施により、新型インフルエンザ等の感染拡大を防止し、市民の健康と安全を確保する。その際、接種に必要な資材や医療従事者の確保、関係機関との連携強化を図るとともに、住民への正確かつ分かりやすい情報提供を行い、ワクチンの有効性と安全性に対する理解を深める。

（１）準備期

1-1　ワクチンの接種に必要な資材

市は、予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合には速やかに確保できるよう準備をする。**（健康こども部）**

1-2　ワクチンの供給体制

市は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、関係機関の把握に努める。**（健康こども部）**

1-3　接種体制の構築

1-3-1　接種体制

市は、浦安市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。**（健康こども部）**

1-3-2　特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、本市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

また、市は、国の要請に基づき、国民生活・国民経済安定分野の事業者の登録作業に必要な協力を行う。**（健康こども部、総務部、福祉部）**

1-3-3　住民接種

平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

① 市は、国等の協力を得ながら、住民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。**（健康こども部）**

② 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。**（健康こども部）**

③ 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や施設管理者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。**（健康こども部）**

1-4　情報提供・共有

1-4-1　住民への対応

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。**（健康こども部）**

1-5　DX の推進

① 市は、予防接種関係業務に係るシステムについて、国が整備するシステム基盤と連携することにより、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す自治体情報システム標準仕様書に沿って当該システムの整備を行う。**（健康こども部、総務部）**

② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種通知を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるように準備を進める。**（健康こども部）**

③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。**（健康こども部）**

（２）初動期

2-1　接種体制

2-1-1　接種体制の構築

市は、接種会場や資材、接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。**（健康こども部）**

2-1-2　接種に携わる医療従事者の確保

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、浦安市医師会等の協力を得て、その確保を図る。**（健康こども部）**

（３）対応期

3-1　接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-1-1　特定接種

3-1-1-1　市職員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員に対して集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。**（健康こども部、総務部）**

3-1-2　住民接種

3-1-2-1　予防接種の準備

市は、国と連携して、接種体制の準備を行う。**（健康こども部）**

3-1-2-2　予防接種体制の構築

市は、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めるよう努める。**（健康こども部）**

3-1-2-3　接種に関する情報提供・共有

① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。**（健康こども部）**

② 市は、国が整備する情報基盤を介して接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等への通知や、紙の接種券の発行等により、接種勧奨を行う。**（健康こども部）**

③ 市は、接種会場や接種開始日等について、ホームページ等を活用して周知する。**（健康こども部）**

3-1-2-4　接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて市公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の福祉部局等や浦安市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。**（健康こども部、福祉部、生涯学習部）**

3-1-2-5　接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。**（健康こども部）**

3-2　健康被害救済

市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。**（健康こども部）**

3-3　情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。**（健康こども部）**

５　保健

【目的】

県との連携のもと、患者や濃厚接触者の健康観察と生活支援を適切に行うことにより、市民の生命及び健康を守る。

（１）対応期

1-1　主な対応業務の実施

1-1-1　健康観察及び生活支援

①　市は、県が実施する健康観察に協力する。**（健康こども部）**

②　市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。**（健康こども部、福祉部）**

６　物資

【目的】

平時から感染症対策物資等を適切に備蓄することにより、新型インフルエンザ等の発生時の対応を円滑に行う。

（１）準備期

1-1　感染症対策物資等の備蓄等

① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。**（健康こども部、総務部）**

② 市消防は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。**（消防本部）**

７　市民生活及び市民経済の安定の確保

【目的】

新型インフルエンザ等の発生に際し、事業者や市民への情報共有体制の整備、生活支援、心身の健康対策、教育継続支援、物価安定措置など多面的な支援体制を構築することにより、市民生活の安定と地域経済の活動の安定を確保する。

（１）準備期

1-1　情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。**（全庁）**

1-2　支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、迅速かつ円滑に対応できるよう平時より適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。**（市民経済部、福祉部、健康こども部、総務部、その他関係部署）**

1-3　物資及び資材の備蓄

①　市は、市行動計画に基づき、「６　物資（１）準備期」1-1 で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。**（健康こども部、総務部）**

②　市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。**（健康こども部、市民経済部、その他関係部署）**

1-4　生活支援を要する者への支援等の準備

①　市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。**（福祉部、健康こども部、環境部）**

②　市は、各地域における官民連携の支援体制の確立や連絡網を整備する等の速やかな連絡体制の構築に努める。**（福祉部）**

1-5　火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には関係機関との調整を行うものとする。**（環境部、市民経済部、福祉部）**

（２）初動期

2-1　遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。**（市民経済部、環境部、福祉部）**

（３）対応期

3-1　市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1　心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。**（健康こども部、福祉部）**

3-1-2　生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。**（福祉部、健康こども部、環境部）**

3-1-3　教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。**（教育総務部）**

3-1-4　生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国や県が行う取組に必要な協力を行う。**（市民経済部）**

② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。**（市民経済部、福祉部）**

③　市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。**（市民経済部、福祉部）**

④　市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国や県が行う生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置に必要に応じて協力する等、その他適切な措置を講ずる。**（市民経済部、福祉部）**

3-1-5　埋葬・火葬の特例等

①　市は、県の要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。**（環境部）**

②　市は、県の要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。**（市民経済部、環境部、福祉部）**

③　市は、東京都江戸川区に隣接しており、都から火葬の要請を受けた際は、可能な限り火葬炉を稼働させる。**（環境部）**

3-2　社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1　事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。**（市民経済部）**

3-2-2　市民生活及び市民経済の安定に関する措置

水道事業者である千葉県企業局は、新型インフルエンザ等緊急事態において、県行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

表１　対策段階に応じた各対策項目

	１　実施体制	２　情報提供・共有、リスクコミュニケーション	３　まん延防止	４　ワクチン	５　保健	６　物資	７　市民生活及び市民経済の安定の確保
準備期	1　実践的な訓練の実施 2　市行動計画等の作成や体制整備・強化 3　国及び地方公共団体等の連携の強化	1　新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有 1-1　市における情報提供・共有について 1-2　県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について 1-3　双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進	1　新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等	1　ワクチンの接種に必要な資材 2　ワクチンの供給体制 3　接種体制の構築 3-1　接種体制 3-2　特定接種 3-3　住民接種 4　情報提供・共有 4-1　住民への対応 5　DX の推進	－	1　感染症対策物資等の備蓄等	1　情報共有体制の整備 2　支援の実施に係る仕組みの整備 3　物資及び資材の備蓄 4　生活支援を要する者への支援等の準備 5　火葬体制の構築
初動期	1　新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 2　迅速な対策の実施に必要な予算の確保	1　情報提供・共有について 1-1　市における情報提供・共有について 1-2　県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について 2　双方向のコミュニケーションの実施 3　偏見・差別等への対応	1　国内でのまん延防止対策の準備	1　接種体制 1-1　接種体制の構築 1-2　接種に携わる医療従事者の確保	－	－	1　遺体の火葬・安置
対応期	1　基本となる実施体制の在り方 1-1　職員の派遣・応援への対応 1-2　必要な財政上の措置 2　緊急事態措置の検討等について 2-1　緊急事態宣言の手続 3　特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制 3-1　市対策本部の廃止	1　情報提供・共有について 1-1　市における情報提供・共有について 1-2　県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について 2　基本的方針 2-1　双方向のコミュニケーションの実施 2-2　偏見・差別等への対応	－	1　接種体制 1-1　特定接種 1-1-1　市職員に対する特定接種の実施 1-2　住民接種 1-2-1　予防接種の準備 1-2-2　予防接種体制の構築 1-2-3　接種に関する情報提供・共有 1-2-4　接種体制の拡充 1-2-5　接種記録の管理 2　健康被害救済 3　情報提供・共有	1　主な対応業務の実施 1-1　健康観察及び生活支援	－	1　市民生活の安定の確保を対象とした対応 1-1　心身への影響に関する施策 1-2　生活支援を要する者への支援 1-3　教育及び学びの継続に関する支援 1-4　生活関連物資等の価格の安定等 1-5　埋葬・火葬の特例等 2　社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 2-1　事業者に対する支援 2-2　市民生活及び市民経済の安定に関する措置

用語集

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の４第１項の規定により県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の３第１項に規定する県と県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
浦安市新型インフルエンザ等対策本部（市対策本部）	新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき、特措法第 34 条第１項の規定により、市長が設置する組織。本部長は市長をもって充てることとされている。 市が実施する市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。 なお、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたとき、特措法第 37 条の規定により、市長が廃止する。 ※特措法に基づかない任意の市対策本部を設置することも可。
衛生研究所等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う県等の機関をいう。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	市行動計画においては、感染症法第６条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第１項に規定する医薬品（薬機法第２条第１項に規定する医薬品）、医療機器（同条第４項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

基本的対処方針	特措法第 18 条の規定により、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第１項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第２条第４号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定（地方）公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の３第１項又は第２項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成６年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び衛生研究所等が策定する計画。 策定に当たっては、県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の６第１項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

国立健康危機管理研究機構（JIHS）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年４月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
指定（地方）公共機関	特措法第２条第７号に規定する指定公共機関及び同条第８号に規定する指定（地方）公共機関。電気、ガス、空港管理、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の２の規定により、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第６条第３項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第６条第９項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定により、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにする

	ために行う調査。
専門部会	千葉県新型インフルエンザ等対策本部の本部長が、新型インフルエンザ等対策について専門的立場から意見を聴くため、必要に応じて設置する組織。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	市、県、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
千葉県感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の２に規定する主に県と保健所設置市の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
千葉県新型インフルエンザ等対策本部	政府対策本部が設置されたとき、特措法第 22 条第１項の規定により、知事が設置する組織。本部長は知事、副本部長は副知事をもって充てることとされている。 県及び市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する県全体の新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。 なお、政府対策本部が廃止されたとき、特措法第 25 条の規定により、知事が廃止する。
千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議	新型インフルエンザ等対策について庁内各部局間の情報共有と連携を図るとともに、千葉県新型インフルエンザ等対策本部会議を円滑に行うため設置される組織。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第２条第２号の２に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施

	行令第１条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定により、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第２条第３号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の８第１項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第 10 条に規定する県等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロ

	ジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。 利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。